

日薬連発第342号
平成17年5月18日

厚生労働大臣
尾辻秀久 殿

日本製薬団体連合会
会長 武田



中央社会保険医療協議会委員選任に関する要望

「中医協の在り方に関する有識者会議」においては、中央社会保険医療協議会の在り方の見直しに向けて、精力的な議論が進められています。

近年、わが国の保険医療における医薬品の位置づけ、医療に対する薬物療法の貢献度は、著しい技術進歩を反映して益々重要なものとなっております。また、製薬企業は医療に欠くことのできない医薬品を安定的に供給し、その適正な使用を確保するための活動を行っており、国民医療に大きな役割を果たすとともに、薬価基準制度が適用される最大の当事者であります。しかしながら、製薬業界の代表は現状では、薬価専門部会における専門委員としての地位が与えられているとはいえ、中医協総会等においては正委員としての出席は許されておりません。

保険医療においてこのように重要な意義を有する医薬品について、個々の品目の保険適用の可否と保険償還価格の設定にあたっては、医薬品の価値と比重を正当に評価したうえで、中医協の了承を得ることが不可欠であります。加えて、診療報酬が設定されている診療技術の中には、医薬品に直接または間接に係わりを有するものが多数含まれております。この他にも、未承認薬の取扱いが特定療養費制度見直し論議の焦点の一つとなったことは記憶に新しいところであり、また、最近その実施施設の拡大が注目されているDPCにおいては、新開発の画期的な医薬品の取扱いが論点の一つとされております。そしてこれらの事案は全て、正委員によって構成される中医協総会の審議・了承を経て、はじめて保険医療で実施されます。

医薬品自体の保険適用と価格設定のみならず、診療報酬本体における医薬品の取扱いを所掌する中医協総会に、製薬業界の代表が正委員として参画することによって、保険医療における医薬品の役割が一層認識され、国民医療の向上に多大な貢献ができるものと確信いたします。このような状況を踏まえ、製薬業界の代表を中医協の正委員として任命して頂きますよう、お願い申し上げます。